

2. 平尾台の保全と利用

担当局課[環境局環境科学研究所、産業経済局観光課、建設局公園管理課、市民文化スポーツ局文化企画課]

平尾台は小倉南区に位置する面積約1,500ha、その周囲を約40度の急斜面で囲まれた、標高約300m～700mの草原状の石灰岩台地です。この一帯では、石灰岩が若草に映える春とススキがゆれる秋に特に美しい景観を見せており、昭和47年には北九州国定公園の指定を受けるなど、ハイキングの絶好地となっています。

また、台地上には次のような学術的にも貴重な自然環境が残されています。

ア)天然記念物「平尾台」

平尾台集落の北東部、裸出カルストエリア約320haが国の天然記念物に指定されている。羊群原一帯の石灰岩柱、かがり火盆地から三笠台にわたるドリーネ(すり鉢穴)、ウバーレ(連合すり鉢穴)等が分布している。

イ)千仏鍾乳洞等の石灰洞

ウ)大平山北側と大穴のイワシデ林

エ)広谷湿原

オ)竜ヶ鼻の自然林

平尾台はこれらの特徴的な自然景観から本市でも有数の観光地の一つとなっており、冷涼な気候を活かした野菜栽培などが行われるなど、地域住民の生活の場ともなっています。

この貴重な自然環境を保護しながら適正な利用を図るため、福岡県は平成12年に「平尾台自然観察センター」を設置しました。また、市では、平成15年に、自然に親しみ、地域の産業に触れる場を提供することにより、自然環境に関する理解を深めるとともに、観光及び産業の振興に資するため、「平尾台自然の郷」を整備しました。

今後、これらの施設や関係機関との連携を図りながら、①原自然の保全と修復、②地域住民の定住化と地域振興、③自然型観光拠点づくり、など広い視点からの平尾台の自然の保全に向けた取り組みを実施していきます。

また、天然記念物「平尾台」の指定地域内にある個人所有地の買い上げを引き続き行いながら、当地の保護をすすめていきます。



平尾台



平尾台自然の郷



平尾台自然観察センター

私立東筑紫学園高校理科部 広谷湿原保全プロジェクトの取り組み

広谷湿原保全プロジェクトは1993年より、世界的に貴重なカルスト台地平尾台に存在する、日本で唯一の貴重な湿原、広谷湿原について研究を始めました。

その湿原について成因・減少・再生の三点から考察しました。

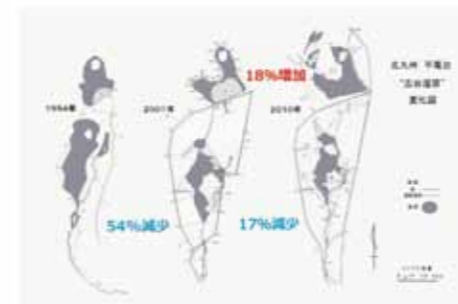
○成因… 地表に水のないカルスト台地に、なぜ湿原が存在するのか。そして、湿原がなぜ維持されているのか、『三日月湖』的観点から考察し、流量観測、遷急点の後退跡の測量から証明しました。

○減少… これまで1994年から2000年、2010年と17年にわたる湿原の面積測量を実施し、その減少を数値化しました。その結果、60%以上も湿原が減少していました。そして湿原減少の理由を検討し、気候変動など自然的要因より、人為的なことが原因では、と考察しました。

○再生… 「人間がずらした湿原の時間軸を元に戻すのは、人間の責務である」と考え、福岡県や地元の苅田町に「SATOYAMAイニシアティブ」を基に、再生の提言を行いました。県保健環境研究所のご指導のもと、ネザサの「かきおこし」等、広谷湿原の保全活動を始め、近年再生の兆しが見えてきました。また“広谷湿原を含む平尾台カルスト”をラムサール条約に登録する活動を始めています。登録がきっかけで、保全事業及び啓蒙活動はさらに進むのではないかと考えています。

2014年6月、日本水大賞「文部科学大臣賞」を受賞し、受賞報告に北九州市長へ表敬訪問を行いました。10月には市政だよりに私たちの研究が記載され、多くの市民の方に知ってもらえました。また、同年11月に開かれた福岡県レッドデータブック(RDB)発刊記念シンポジウムに、基調発表・パネリストとして参加し、RDB編纂委員長やNPO法人の方々から貴重な意見・応援を頂き、自信を持つことができました。

この奇跡に奇跡が重なってできた貴重な広谷湿原を、いつまでも大事にしていきたいと考えています。そして国際的なラムサール条約に登録され、国内外を含む多くの人に知ってもらい、未永く保全されればと考えています。



1. 希少動植物の保護・保全対策の検討

担当局課[環境局環境科学研究所]

希少種の保護・保全を図るためには、開発、土地利用、捕獲・採取等による直接のインパクトを避けることが第一の条件です。

そのために、事業者が開発事業の内容を決めるに当たって、環境にどのような影響を及ぼすかについて調査・予測・評価を行なう「環境影響評価制度」や予測・評価に必要な基礎的なデータを提供し事業者の適切な環境配慮を支援することは有効な手段の一つです。

しかしながら、これらの手段は開発行為など事業の実施の際に適用される制度に限定されるものであることから、必ずしも全ての希少種の保護・保全対策につながるものではありません。

さらに、希少種対策では、直接のインパクトを避けるだけでは十分ではなく、その周辺地域の保全をはじめ、希少種を中心とした生態系全体が保全されなければなりません。これには、従来の「生きものに対する保護意識」だけでは十分とは言えず、希少種の保護・保全の必要性、希少種保全・生態系保全の技術的手法までも理解した人を少しでも多く作り出す必要があります。このためには、直接的な保護意識の醸成から希少種をとりまく生態系メカニズムの理解、そして自主的・積極的な保護・保全活動まで連続的に発展していくような高度な自然環境教育が必要です。

この自然環境教育は、市民レベルでは、NPO等が勉強会や自然体験等の形で取り込まれることが望ましいと考えます。市は、NPO等の活動が広がっていくように支援するとともに、自然環境に対する正しい知識を持ち自然と上手なつきあい方ができる自然環境分野の市民応援団「自然環境サポーター」の育成を通じて自然環境教育を行なっていきます。

また、市内部においては、収集した動植物の生息・生育状況に関するデータを事業部局に提供し、希少種を含む本市の自然環境の現状に関する理解を深めていくとともに、本戦略の趣旨の周知に努めていきます。

2. 特定種に対する保護・保全対策

担当局課[環境局環境科学研究所、建築都市局学術・研究都市開発事務所]

希少な動植物の生息・生育環境の広域的な保全については他の項で示すとおりですが、特定の生物種・群集が“絶滅の危機”に瀕している場合、特別の保護・保全対策が必要です。

このような考えの基に現在、次のような取り組みが行われています。

ア) ガシャモク保護対策

環境省RDB絶滅危惧ⅠA類で、国内では本市のみに自生が確認されている希少な水生植物です。

自生地が民有地のため池であることから、市では、土地所有者の理解を得て、地元の植物専門家や福岡県と協働して自生しているため池の水質や生育状況、周辺環境などについてモニタリング調査を継続するとともに、系統保存に関する調査も実施しています。

さらに平成19年度からは、ため池の水質・底質改善を目的に、水抜き作業を、地元の協力を得て実施しています。また水抜き後には、底土を一部採取して、池の底土中で休眠している埋土種子からの発芽させる試験を実施しています。



水質調査

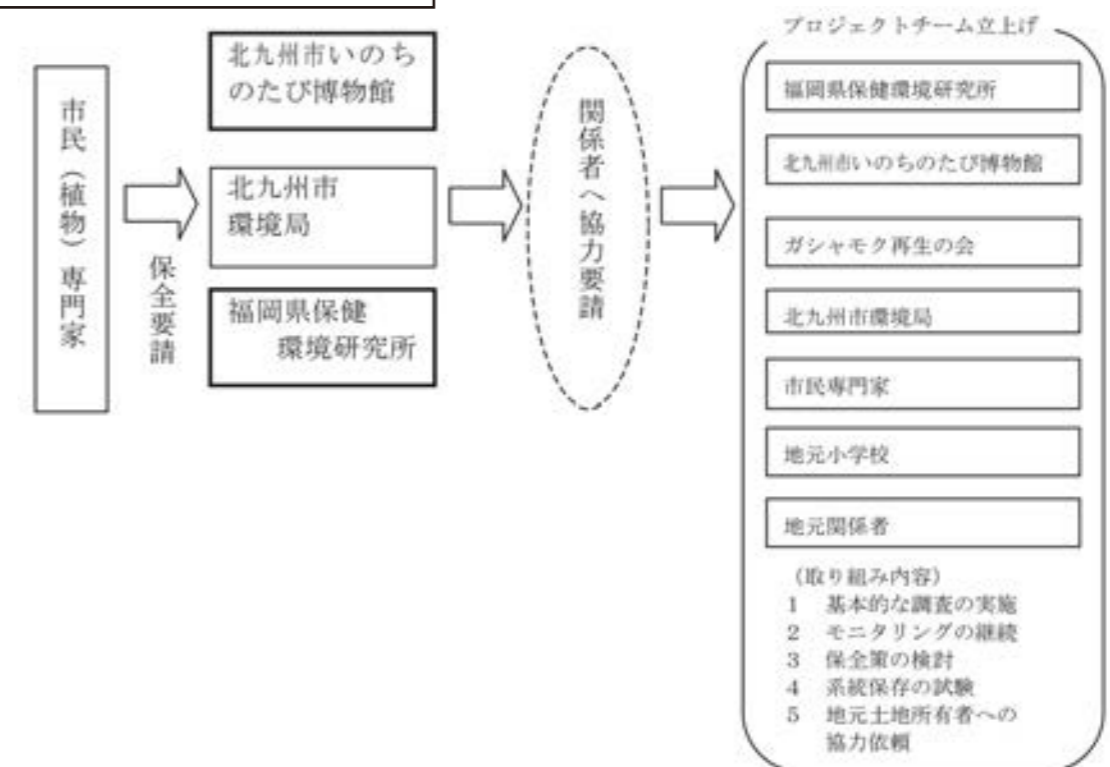


底土採取



休耕田での発芽試験

ガシャモク保全の取り組み



イ) ベッコウトンボ保護対策

ベッコウトンボは、種の保存法での国内希少野生動植物種や環境省RDB絶滅危惧Ⅰ類に指定されている希少な昆虫です。

若松区の「響灘ビオトープ」では、このトンボを含めて、多数のトンボが生息しています。NPO等の協力のもと、頭数調査を行い、状況の把握に努めています。

ウ) ズグロカモメ対策

ズグロカモメは、環境省のレッドリストで絶滅危惧Ⅱ類に分類された希少な渡り鳥です。夏季に中国の沿岸で繁殖し、冬季に日本などの干潟で越冬しています。

北九州市小倉南区にある曽根干潟は、日本でも有数のズグロカモメの越冬地であるとともに、多種多様な生物が生息する場所です。

このような干潟および干潟周辺の環境の中で、干潟の保全・利用を検討するために、北九州市では、平成7(1995)年度から曽根干潟の環境調査を実施しています。

この調査の一環としてズグロカモメについて平成8(1996)年度から平成11(1999)年度まで中国と共同で調査を行い、その後も北九州ズグロカモメ研究会によって継続調査をしています。

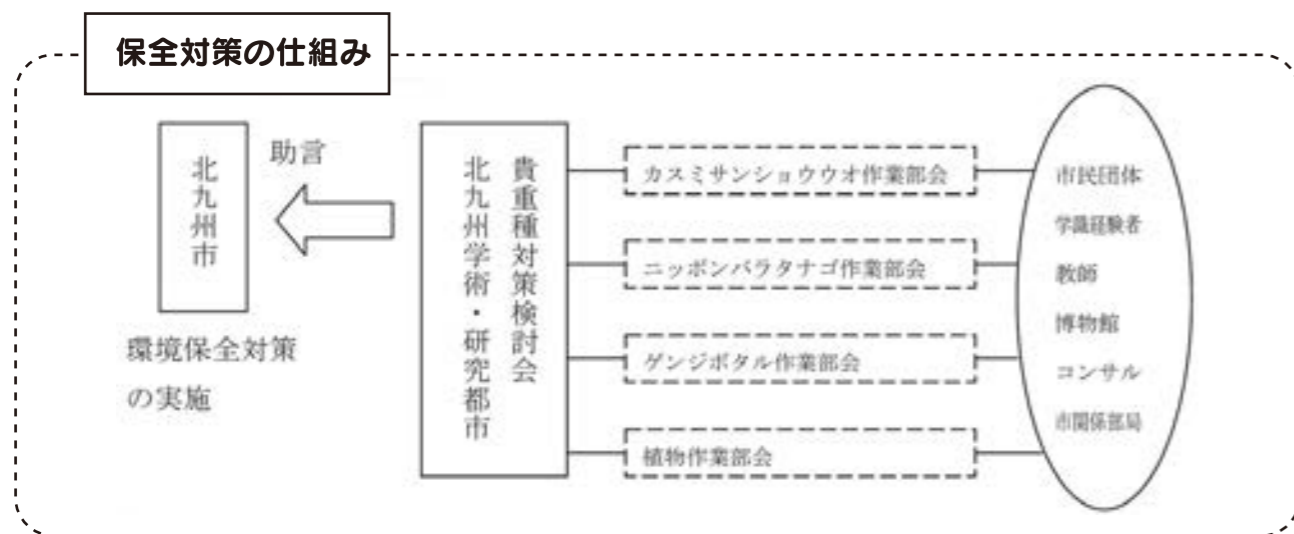
エ) カブトガニ保護対策

カブトガニは、環境省RDB絶滅危惧Ⅰ類、福岡県RDB絶滅危惧ⅠA類に指定される希少な甲殻類です。

近年曽根干潟は、日本有数のカブトガニの生息地となっています。カブトガニの生息する健全な干潟の生態系の環境とともに、産卵つがい数や幼生の生息状況について、地元NPO等の協力のもと、モニタリングを継続していきます。

オ) 北九州学術・研究都市整備事業における希少種対策

北九州市が事業者として実施している北九州学術・研究都市整備事業では、環境影響評価を行った際に、ニッポンバラタナゴ(環境省RDB絶滅危惧ⅠA類)、カスミサンショウウオ(福岡県RDB絶滅危惧Ⅱ類)や生息数が減少しているゲンジボタルなどの希少種が確認されたことから、市として、北九州学術・研究都市貴重種対策検討会を設置し、事業期間内におけるこれらの保全対策に取り組んでいます。



現在、市としては、関わり方に違いはあるものの、上記のとおり特定の種を対象とした保護、保全対策に取り組んでいます。

しかしながら、今後の保護・保全対策のあり方は、それぞれの特定種において、

- ① その種が生息する土地の所有状況
- ② 保護・保全対策が必要となった経緯
- ③ 希少性
- ④ 国内での分布状況
- ⑤ 種の増減状況
- ⑥ 保護・保全対策に関わる市民活動の状況
- ⑦ 市民の関心度
- ⑧ 保護・保全対策に係る費用 など

条件がそれぞれ違うことから、その対策も変わってくるものと考えられます。

市としては、生物の多様性を保全していくため、まず、ア)～オ)の対策を継続して実施するとともに、保護・保全が必要な新たな特定種が出現した場合には、必要な対策を関係者とともに検討するとともにその実現に努力していきます。

3. 外来種に対する市民啓発の実施

担当局課[環境局環境科学研究所]

平成26年度に行った文献調査、および市の関係部局へのヒアリングにより、外来種の中でも、外来生物法で指定され、飼養や運搬などが厳しく禁止されている「特定外来生物」が本市に9種類生息していることが確認されました。

文献調査で生息が判明した特定外来生物は鳥類が2種類(ソウシチョウ、ガビチョウ)、両生類が1種類(ウシガエル)、魚類が3種類(オオクチバス、ブルーギル、カダヤシ)、植物が2種類(オオキンケイギク、オオフサモ)です。また、関係部局へのヒアリングにおいて生息が判明した特定外来生物は哺乳類が1種類(アライグマ)です。このほかにも、生息までは確認されていませんが、セアカゴケグモ、カミツキガメ、ツマアカスズメバチ、アレチウリ、ボタンウキクサの情報が寄せられています。

本市では、平成17年度から外来種に関して市民への周知徹底を図るため市民フォーラムを開催し、外来種が環境に及ぼす影響などについて啓発を図ってきました。この市民フォーラムを行動につなげるため、平成19年度からは「釣って、食べてみよう外来魚～外来魚問題を考える～」を開催し、市民参加での外来魚防除活動をおこないました。平成21年度には、市内の全河川を対象に外来魚(オオクチバス、ブルーギル)の生息調査を実施しました。

また、特定外来生物には指定されていませんが、平成25年度からはNPO等が主体となって、響灘ピオトープで「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」に掲載されているスクミリンゴガイ(ジャンボタニシ)の駆除イベントを開催し、市民参加型の外来種の防除・啓発活動を行っています。

今後は特定外来生物を中心とした外来種の啓発活動を継続するとともに、特定外来生物の拡散などを防ぐため、本市のホームページで特定外来生物の啓発や、環境局の広報誌「ていたんプレス」を通じた特定外来生物の周知啓発を行っていきます。

外来生物法

「特定外来生物による生態系等に関する被害の防止に関する法律(いわゆる「外来生物法」)」は、特定外来生物の飼養、輸入等について必要な規制を行うとともに、野外等に存する特定外来生物の防除を行うこと等により、特定外来生物による生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害を防止することを目的として、平成16年に制定され、平成17年6月に施行されました。

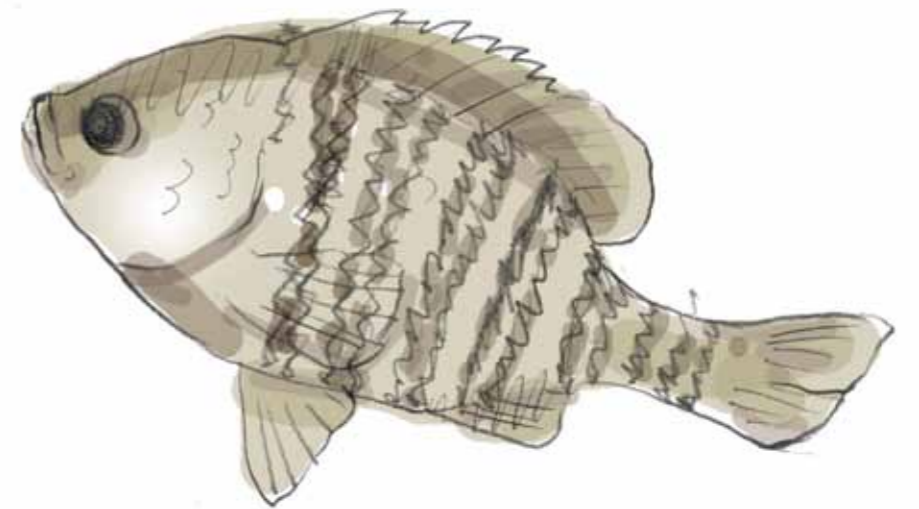
「特定外来生物」は平成26年度末時点で113種が指定されています。この法律で「特定外来生物」に指定された生物は、飼養、栽培、保管及び運搬することが原則禁止されています。また、野外へ放つことも禁止されています。これらに違反すると違反内容によっては非常に重い刑罰(平成26年度末時点で、個人の場合は最高で懲役3年以下もしくは300万円以下の罰金、法人の場合は最高で1億円以下の罰金)が科せられます。



外来生物法と特定外来生物に関するホームページ



オオキンケイギクに関するホームページ



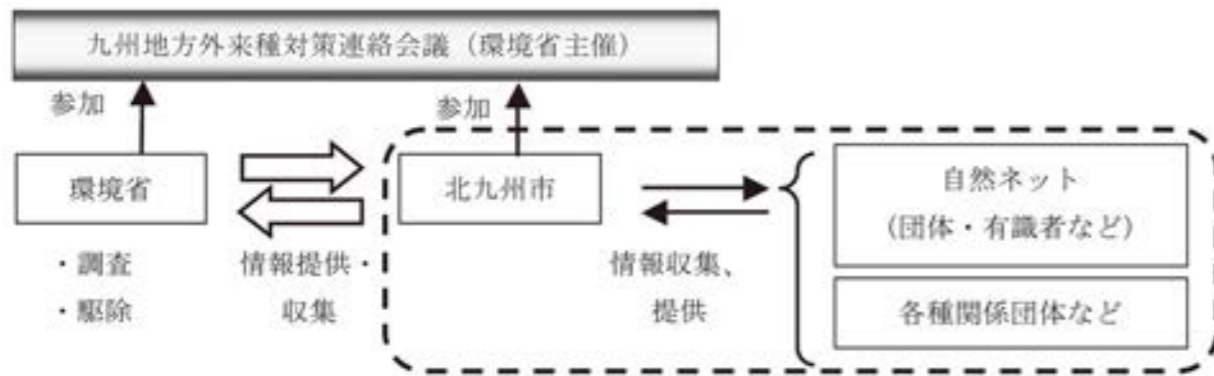
4. 外来種に関する体制づくり

担当局課[環境局環境科学研究所、産業経済局農林課、建設局緑政課]

本市の外来種の生息状況については、平成15年度からセイヨウタンポポ、ソウシチョウ、アカミミガメ、オオクチバス、スクミリンゴガイ等の分布調査を実施した結果、これらが市全域に広く分布していることが確認されました。この結果については平成26年度に行った文献調査でもほぼ同様の結果でした。

外来種による影響については、オオクチバス、ブルーギルによる生態系攪乱の断片的情報は多くありますが、体系的なものは調査・研究が行われていません。加えて、外来種は一度移入すると本市全域に広がり定着する傾向が見られますが、現時点では明確な対処方法が確立されておらず、生息状況や被害の把握に関する情報を収集することにとどまっています。

このような外来種の問題に対応し、特に市民の生命、身体を脅かすツマアカスズメバチ等の特定外来生物の侵入を未然に防ぎ、また市内から駆逐するため、本市は環境省九州地方環境事務所が主催する「九州地方外来種対策連絡会議」に参加し、外来種の分布等の基礎情報についての情報収集を行い、本市における外来種に関する体制を構築するとともに、水際対策、情報共有から駆除まで含めた今後の外来種対策を連携して実施していきます。



新たな外来種の移入における九州地方外来種対策連絡会議と連携した体制構築

基本目標4

人と自然の関係を見直し、
自然から多くの恵みを感じることができる状態の維持

(考え方)

本市は工業都市、産業都市としての発展を遂げてきました。

一方、本市には平尾台、曽根干潟といった固有の自然環境が数多くあります。加えて、地理的には響灘や周防灘に囲まれ、市域面積の40%を森林が占めるなどの様々な生態系が存在します。

都市基盤整備を行う上では、本戦略の基本理念である

「都市と自然との共生 ～豊かな自然の恵みを活用し 自然と共生するまち～」の実現のために、地域の自然環境等に配慮するだけでなく、生態系サービスが損なわれないよう、回避、緩和、代替措置などミティゲーションの実施についても意識する必要があります。

また、新たな取り組みとして間伐材、建設廃材等のバイオマス資源を市内のバイオマス発電に活用することで、竹害防止、資源循環、低炭素、そして、地域経済活性化の同時達成に向けた検討も始めたところです。

これらの取り組みを通じて、自然から多くの恵みを感じることができる状態が維持されるように努めていきます。

